

平成19年度事業評価書要旨

(平成20年度概算要求に係る新規・拡充事業)

平成19年9月
金融庁

平成19年度事業評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:監督局総務課監督調査室

事業名	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 (平成19年度事業評価書:6頁)	番号	事前1
事業の目標、目的	当庁においては、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、経営状況の常時把握に努めており、また金融機関から徴求した情報の分析結果を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全化を促すこととしており、オフサイト・モニタリングを行うに当たっては、金融機関から徴求した情報の蓄積及び分析を、コンピュータ・システムを用いて行うことが有効であり、システム化を進めている。 今後、金融機関を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、さらに拡充していくことが必要であり、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化を図るものである。		
事業の内容	現状のシステムを維持しつつ、さらに効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施するため、新たな制度改正等に対応したシステムの機能強化等を図る。		
評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフサイト・モニタリングは、金融システムの安定を図るため、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するためにしている。 ・コンピュータ・システムの機能強化は、国の責務と位置付けられる金融機関等の監督業務において重要な役割を果たすオフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものである。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督部局の限られた人員によりオフサイト・モニタリング等の事務を効果的に行うため、コンピュータ・システムの機能強化を行うことは、適正な手段である。 ・仮にコンピュータ・システムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの維持及び機能強化に要するコストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ・システムを活用することにより、監督部局の限られた人員の下で、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを効果的に実施することが可能となった。 ・今後も金融機関を取り巻く状況変化を踏まえたシステムの機能強化を実施することにより、各金融機関の経営に関する情報の的確な把握・分析等の効果が一層高まることを見込まれる。 <p>(事後的な検証時期等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム開発(機能追加及び修正等)完了予定時期 : 平成20年度(予定) ・事後的な検証を行う時期 : 平成22年度(予定) <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ・測定指標・評価の基準 オフサイト・モニタリングの効率化・分析の多様化の状況 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:監督局総務課金融会社室

事業名	貸金業統計システムの機能拡張 (平成19年度事業評価書:10頁)	番号	事前2
事業の目標、目的	<p>近年、深刻さを増している多重債務問題等の解決のため、改正貸金業法が平成18年12月20日に公布され、公布後1年以内に本格施行(その後段階的に施行)されることとなっているが、今回の法改正においては、貸金業制度のあり方について施行から2年半以内に総量規制などの規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討結果に応じて所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>以上を受けて、金融庁としては、改正貸金業法施行後の貸金業の動向について従来以上に注視していく必要があり、本事業は貸金業の実態把握のため各貸金業者に提出を求めている業務報告書を集計し、貸金業の動向を的確に把握することを目的としている。</p>		
事業の内容	今回の法改正に伴い、業務報告書の内容の見直しを行うこととしており、これに伴うシステム改良を行う。		
評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者問題の解決という今回の法改正の趣旨を踏まえ、貸金業の実態を把握することは、資金需要者等の保護にもつながるものである。 ・貸金業制度のあり方の検討は国が行うものであり、そのために必要な実態把握は国が直接行うべきものである。 ・改正貸金業法の本格施行は19年12月に予定されており、見直し後の業務報告書は20年3月末現在のものが提出されることとなっていることから、20年度予算成立後速やかにシステム改良を行う必要がある。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた人員の中で、多くの貸金業者から提出された報告書(18年3月末現在の報告書提出業者:9,066)の精査、集計を行うため、引き続き本システムを活用することは、事務運営上、適正な手段と考えられる。 ・本システムは今後継続的に活用されるものであり、仮に、本システムを改良せずに対応しようとする場合には、精査、集計に要する時間は膨大なものとなり、集計作業の遅延によりの確な実態把握に支障を来すこととなる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムにより集計されたデータは、今般の貸金業制度の見直し(法改正)においても活用されており、また、今後の貸金業の実態把握及び貸金業制度のあり方の検討のため、必要不可欠なものである。 <p>(事後的な検証時期等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム開発(機能追加及び修正等)完了予定時期 : 平成20年度(予定) ・事後的な検証を行う時期 : 平成21年度(予定) <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標 改正貸金業法施行後の貸金業の動向を的確に把握すること ・測定指標・評価の基準 貸金業の動向把握の効率化の状況 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:公認会計士・監査審査会事務局総務試験室

事業名	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築 (平成19年度事業評価書:14頁)	番号	事前3
事業の目標、目的	<p>公認会計士法案(平成19年6月に成立)に対する国会の附帯決議において、会計監査を担う有為な人材を確保、育成するため、公認会計士試験の実施の更なる改善に努めることが求められていること等を踏まえ、公認会計士試験実施検討小委員会の下に設置した公認会計士試験実施検討グループにおいて、受験者の受験の機会を増加させることを目的として短答式試験をこれまでの年1回から年複数回実施すること等の公認会計士試験の実施面での改善に向けた検討を行っている。</p> <p>本事業は、短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化を図ることを目的としている。</p>		
事業の内容	<p>本コンピュータ・システムは、平成18年から実施された新公認会計士試験の円滑な実施に向けて17年度及び18年度に開発したものであり、18年1月から随時運用を開始しているが、上記のとおり、短答式試験を年複数回実施すること等に対応する機能を追加開発するものである。平成22年試験からの短答式試験の年複数回実施等に向けて運用を開始する。</p>		
評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ・システムの開発により、短答式試験の年複数回化等を行った場合においても、迅速な試験結果の公表や、多角的なデータ分析による詳細な情報の提供が可能となることから、受験者等へのサービスの向上につながる。 ・コンピュータ・システムの構築は、国家試験である公認会計士試験において、厳正かつ公正な試験の実施が求められるものであり、国が直接行うべきものである。 ・公認会計士試験短答式試験実施の年複数回化等は、平成22年試験からの実施を検討していることから、システム全体の試行等を考慮すると、本事業の緊要性は極めて高いと考えられる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた人員により公認会計士試験に係る事務を効率的に行うために試験システムの追加機能を構築することは、事務運営上、適正な手段と考えられる。 ・仮にコンピュータ・システムを構築せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと予想できるほか、情報処理の遅延に加えて、厳正かつ公正な実施の支障になると考えられる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年試験より、短答式試験が現行の年1回から年複数回に増加すれば、これまで以上に受験者数の増加が見込まれる。 ・コンピュータ・システムの追加機能の開発により、受験者等へのサービスの向上及び事務効率の向上を図るために必要な情報処理が可能となる。 <p>(事後的な検証時期等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム開発(機能追加及び修正等)完了予定時期 : 平成20年度(予定) ・事後的な検証を行う時期 : 平成23年度(予定) <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標 短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化 ・測定指標・評価の基準 短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化の状況 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)